

該非判定書作成依頼書

下記の審査判定資料に基づき、本輸出案件に使用する該非判定書の作成を依頼します。

2019.09 Rev 1.5

■ お客様ご記入欄

書類送付先		<input checked="" type="checkbox"/> 申請者	<input type="checkbox"/> 輸出者	ご記入日	2000年	■ 月	● 日
申請者	住所	〒141-0031 東京都品川区西五反田8-1-5					
	団体名	日本アビオニクス株式会社	氏名	アビオ 太郎			
	所属	●●事業部 ●●営業部	TEL	03-5436-06●●			
	e-mail	アビオ太郎@avio.co.jp	FAX	03-5436-06●●			
輸出者 <input type="checkbox"/> 同上	住所	〒141-0031 東京都品川区西五反田8-1-5					
	団体名	●●販売株式会社	輸出担当者	○○ △△			
	所属	●●営業部	TEL	03-5436-●●●●			
	e-mail		FAX	03-5436-●●●●			
最終需要者 または 持ち出し先	輸出先国名	中国	<input type="checkbox"/> グループAに該当(下記の(注)欄を参照)				
	住所	○○-××-△△ SHANGHAI, CHINA					
	英文団体名	Nippon Avio Shanghai Co., Ltd.					
	団体名	日本亜美尾上海有限公司	使用担当者	●● ○○			
	所属	Production Engineering Dept.	TEL	○○○-△△-○△■			
	e-mail	NipponAvioShanghai@avio.co.cn					
(注)グループA : アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国							
輸出貨物等	製品名・型式 ※点数が多い場合は、別紙を添付願います	TCW-315 NA-66					
	購入時期	<input checked="" type="checkbox"/> 新規購入(無償の提供・貸出の場合も含む) <input type="checkbox"/> 納入後1年以内(年 月頃購入) <input type="checkbox"/> 納入後1年以上経過	輸出形態	<input checked="" type="checkbox"/> 一時持ち出し <input type="checkbox"/> 売却・移転 <input type="checkbox"/> 組み込み			
	最終使用目的	<input checked="" type="checkbox"/> 民生用 <input type="checkbox"/> 軍用 <input type="checkbox"/> 大量破壊兵器用(Yes/No) <input type="checkbox"/> 在庫等 具体的用途(現地生産設備の検査)					
	書類発行	必要書類	<input checked="" type="checkbox"/> 該非判定書 <input type="checkbox"/> パラメータシート・項目別対比表 <input type="checkbox"/> CCC証明書			必要枚数	
	希望到着日	2000年 ●月 ▲日	輸出予定日	2000年 ●月 ■日			
	連絡事項						

お客様へ: 上記のお客様の個人情報(お名前、住所、電話番号等)は、該非判定書の発行・送付手続き以外の用途には使用いたしません。

■ 弊社記入欄

【移送経路】 お取引先様 → 申請部門(営業部・拠点等) → 技術判定部門(技術部等) → (輸出管理部門) → 申請部門(営業部・拠点等)							
申請担当者氏名		製 品	<input type="checkbox"/> 輸出令別表第1/外為令別表の1~15項に該当: 項-()				
所属			<input type="checkbox"/> 外国政府再輸出規制に該当: 国名 ()				
書類送付	<input type="checkbox"/> 書類直送 <input type="checkbox"/> 申請部門経由		<input type="checkbox"/> キャッチオール規制に該当				
発行管理番号		特記事項					
輸出承認番号			<input type="checkbox"/> 社内規程指定要件				

- 注) 1. 当該製品が新製品の場合、あるいは輸出関連法令の改正後初めて該非判定を行う場合、輸出管理部門へ本紙とは別に「該非判定申請書」および該非判定書の写しを回覧し、輸出管理部門長の確認を受ける。(当該製品の初回の判定のみ)
2. 下記の場合は、社内規程による輸出承認を受けてから該非判定書を発行する。
- ① 新規購入
 - ② ①以外の社内規程指定要件

技 術 判 定 部 門		申請部門
技術判定責任者	作 成 者	申請担当者

TEL: 045-930-3595

日本アビオニクス株式会社 電子機器営業本部 接合機器営業部 行

FAX番号: 045-930-3597